

平成30年度 当初予算編成方針

いわき市

平成30年度当初予算編成方針

1 本市財政を取り巻く状況

本年6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」によると、「新・三本の矢」を引き続き一体的に推進することにより、経済の好循環を一時的なものに終わらせることなく、経済が成長し、それが国民に広く享受されるよう、「成長と分配の好循環」を創り上げていくとしている。

また、9月の月例経済報告によると、我が国の景気は、緩やかな回復基調が続いているとし、先行きについては、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されるとしている。

本市の平成30年度の財政見通しは、地方財政対策等の詳細が明らかでない現段階において、的確に予測することは困難であるが、歳入面では、市税が前年度と同程度の水準を確保できるものと見込まれる一方で、歳出面では、公債費が減少傾向にあるものの、社会保障関係経費の増加や公共施設の老朽化対策等により、多額の財政需要が見込まれるなかで、震災からの復興と地域創生に向けた新たなまちづくりを進めるためには、大幅な財源不足が生じるため、多額の財政調整基金等を取り崩して対応せざるを得ない状況となっている。

また、地域経済の動向や税制改正などの今後の国等の動向によっては、更なる収支不足が発生する可能性もあり、財政収支の見通しは、予断を許さない状況となっている。

2 平成30年度予算編成に係る基本的な考え方

平成29年度は、ふるさといわきの力強い「復興」に向けた取組みを最優先で進めるほか、更なる50年に向けた魅力あふれるいわきの「創生」に取り組み、様々な方々と連携する「共創」のまちづくりをより一層進めていくこととして当初予算を編成し、施策を推進してきたところである。

平成30年度は、復興のその先を見据え財政規律を厳守しつつ、市民福祉の増進と将来世代への責任を同時に果たし、財政の健全性を保ちながら、新・市総合計画基本構想に掲げる「めざしていく『いわき』の姿」の実現を目指す必要があることから、次の3点を基本方針として、予算編成に取り組むこととする。

(1) 基本方針

新・市総合計画改定後期基本計画において重点戦略に位置付けた「復興」と「地域創生」を着実に進めていくことを行動理念として、平成30年度当初予算編成の基本方針を次のとおりとする。

① 「ふるさといわき」の力強い復興の実現

② いわき創生の推進 ～「共創」のまちづくり～

③ 持続可能な行財政運営の確立

※ なお、将来にわたり持続可能な行財政運営の確立を目指すため、新・市総合計画改定後期基本計画に掲げた方針（基金保有額、市債残高）に基づき財政運営を行う。

(2) 具体的な取組み

基本方針に基づき、次のような具体的な取組みを行う。

① 復興の着実な推進と財源の確保

- ◇ 平成32年度までの復興・創生期間において復興を着実に推進するための施策・事業に最優先で予算を配分する。
- ◇ 東日本大震災復興交付金や福島再生加速化交付金など、復興に係る様々な財政措置を活用し、財源を確保する。

② いわき創生に向けた予算の重点化 ～「共創」のまちづくり～

- ◇ 人口減少に歯止めをかけ、将来にわたりまちの活力を持続させるため、自然動態及び社会動態を改善するための取組みを重点的に実施する。また、既存の施策であっても、その優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。
- ◇ 市民サービスの現場にある各部等は、復興の先を見据えた未来に夢を持てるまちの実現に向け、市民と市の連携のもと、相互の知恵と資源を結集し、新たな価値の創出を目指した「共創」のまちづくりに取り組む。

③ まちづくりの取組みと財政の健全化を両立

- ◇ コンパクト化とネットワーク化を組み合わせながら、持続可能で暮らしやすいまちづくりを進める。
- ◇ 施策・事業の予算化に際しては、職員一人ひとりがコスト意識をもって従来の発想にとらわれず、必要性、有効性、経済性、効率性などについて、ゼロベースの観点から十分に検証し、改善や見直しを徹底的に進める。
- ◇ 効率的な行財政運営と市民サービスの維持向上を図るため、積極的に民間活力を活用する。
- ◇ 新規事業や事業の拡充に取り組む場合は、スクラップ・アンド・ビルドや新たな特定財源の確保等により自ら必要な財源の捻出を図る。
- ◇ 市税及び税外収入の収納率の向上を図るほか、未利用財産の処分、さらには、市民サービスと負担の適正化という観点から、使用料の見直しを行うなど、自主財源の確

保について積極的に取り組む。

◇ 市債発行額の増加は、後年度負担の増につながり、財政構造の硬直化を招く要因となることから、全会計において可能な限り市債発行の抑制に努める。

なお、やむを得ず、市債を発行する場合には、交付税措置のある有利な市債を活用する。

3 予算要求基準

(1) 予算要求の考え方

① 通年予算の編成

予算の編成は、年度間の見通しに立った通年予算とする。したがって、予算編成後の制度改正や災害への対応等の緊急性のあるもののほか、年度途中での国・県補助の確定・内定、事業計画の変更等の真にやむを得ないものを除き、原則として補正措置は行わないこととする。

このような考え方に立ち、適切な進行管理と予算の着実な執行を踏まえ、要求すること。

② 経費の区分

予算要求における経費は、大きく次の4つに区分することとする。

ア 義務的経費

人件費、扶助費（実施計画事業を除く）、公債費とする。

イ 一般行政経費

a 経常的経費

経常的な事務事業の執行に要する経費や施設管理に要する経費等とする。

b 臨時的経費

大規模な維持補修事業等、災害復旧事業及び指定事業に要する経費とする。

ウ 政策的経費

新・市総合計画実施計画事業に係る経費とする。

(2) 一般会計に関する要求基準

各経費区分の要求基準は、次のとおりとする。

① 義務的経費

所要額とする。

人件費・扶助費については、過去の実績を踏まえるとともに、制度改正等、今後の見通しを十分に検討し反映させ、過大な見積りとならないように、適正に見積もること。

② 経常的経費

部等ごとの枠配分方式とし、平成29年度当初予算計上額を要求の上限とする（一般財

源ベース)。

増加が見込まれる経費については、事務事業の見直しによる経費節減や部等内の事務事業間の経費の組み替えを積極的に行い、枠配分内での要求を達成すること。

なお、維持補修費については、市民サービス水準を確保するため、平成29年度当初予算に計上した予算額以上の要求とすること。

③ 臨時的経費

所要額とする。

要求にあたっては、事業の必要性や緊急性、投資効果等を踏まえ、部等ごとに事業実施の優先順位について十分検討を行うこと。

また、経費の節減・合理化を図り、事業費の縮減に努めること。

④ 政策的経費

次の事業区分ごとに、部等ごとの枠配分方式とし、異なる事業区分間における事業費の組み替えは認めないものとする。ただし、実施計画内示保留分については、所要額とする。

なお、実施計画において見込んでいなかった財源（国・県補助金、市債、基金利子等）を充当することにより削減される一般財源額については、原則として当該額を留保して要求すること。

また、経費の節減・合理化を図り、事業費の縮減に努めること。

ア 創生事業

部等ごとの実施計画内示額における一般財源額を上限とする。

イ 復興事業

部等ごとの実施計画内示額における一般財源額を上限とする。

ウ その他事業

新規・拡充等については、部等ごとの実施計画内示額における一般財源額を、継続分については、部等ごとの既存実施計画額における一般財源額を上限とする。

(3) 特別会計及び企業会計に関する要求基準

① 特別会計

所要額とするが、一般会計との負担区分の適正化を考慮しながら、一般会計に準じて要求すること。

また、自主財源の確保に努めるとともに、経費全般にわたる節減・合理化を図ること。さらに、繰出基準を遵守し、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないようにすること。

② 企業会計

企業会計原則に立脚し、設置目的や趣旨を十分踏まえ、独立採算を基本に収入の確保

と経費節減に努めるとともに、企業経営の視点に立った会計管理を適切に行うこと。

また、地方公営企業としての経済性を発揮し、経営健全化に向けた各種方策を講ずること。

(4) その他の留意事項

- ① 各部等に示した来年度の予算枠については、現時点における最大限の歳入を見込んだうえで各部等に配分するものであり、配分した枠を超える要求は認められないので、必ず枠内での要求とすること。
- ② 要求内容が他の部等に関連する事業については、予算要求前に必ず十分な連絡調整を図り、整合性を欠くことのないよう留意すること。
- ③ 予算編成作業を円滑に進めるため、提出期限については厳守すること。
- ④ この方針に定めるもののほか、詳細な基準については、「平成30年度当初予算編成事務要領」で示すこととする。

4 本市財政に係る中長期的な課題について

(1) 基金運用の考え方

本年5月に開催された政府の経済財政諮問会議において、地方公共団体の基金残高が増高している状況を踏まえ、その実態を明らかにしたうえで、国・地方を通じた財政資金の効率的な配分を検討すべきとの議論があり、現在までにおいて、総務省が各地方自治体の基金の実態を調査しているところである。

本市においては、平成28年度末の基金残高が約682億円となっているが、復興事業のための基金である東日本大震災復興交付金基金で約263億円、復興基金で約62億円、市営住宅管理基金で約34億円、財政調整基金の中に震災復興特別交付税返還・執行見込みで約57億円が内在していることを踏まえれば、基金残高の半分以上が復興関連事業に関する中身となっていることを考慮しなければならない。

一方、こうした特殊な事情を考慮しながらも、地方自治法第241条第2項が、「基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。」と定めている趣旨を踏まえ、本市においても適切な基金運用をしていく必要がある。

このため、今後、平成33年度以降においては、復興創生期間終了後の国の関与等や財政状況が不透明な中、常に財政状況全般を見渡し対応する必要があることを踏まえ、各所管部において基金の目的等を精査したうえで、その有効活用を図っていくものとする。

なお、精査の過程で、廃止・統合等が必要と考えられる基金については、今後協議を行うこととするため、別途報告されたい。

(2) 公共施設の老朽化対策等

現在、国において、過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎えることに伴う

財政圧迫や、人口減少等に伴う公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、施設全体の最適化を図る必要があることから、各地方公共団体における公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定を促進している。

本市においても、その必要性に鑑み、平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定し、所有施設の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めたところであり、平成29年度からは、当該計画に基づき、個別施設の状態や維持管理更新等に係る対策の順位の考え方、対策の内容や実施時期等を定める個別管理計画を策定することとしており、その進捗管理については、各部で形成される「いわき市公共施設等総合管理計画推進委員会」において審議を行い、合意を図っていくこととなる。

個別管理計画については、本市の今後の財政状況に大きな影響を与えるため、その策定にあたっては、異なる機能を持つ施設との複合化等による維持・更新費用の縮減に加え、財源の確保に努めなければならない。

なお、地方財政措置としては、個別管理計画に位置付けられた事業を対象として、公共施設等適正管理推進事業債（除却事業以外は交付税措置あり）が平成29年度から平成33年度までの5年間を事業期間として定められているところであり、①集約化・複合化事業、②転用事業、③除却事業（従来は除却のみは対象外）、④長寿命化事業、立地適正化事業等が対象となるため留意されたい。